

序 章

緑の基本計画とは

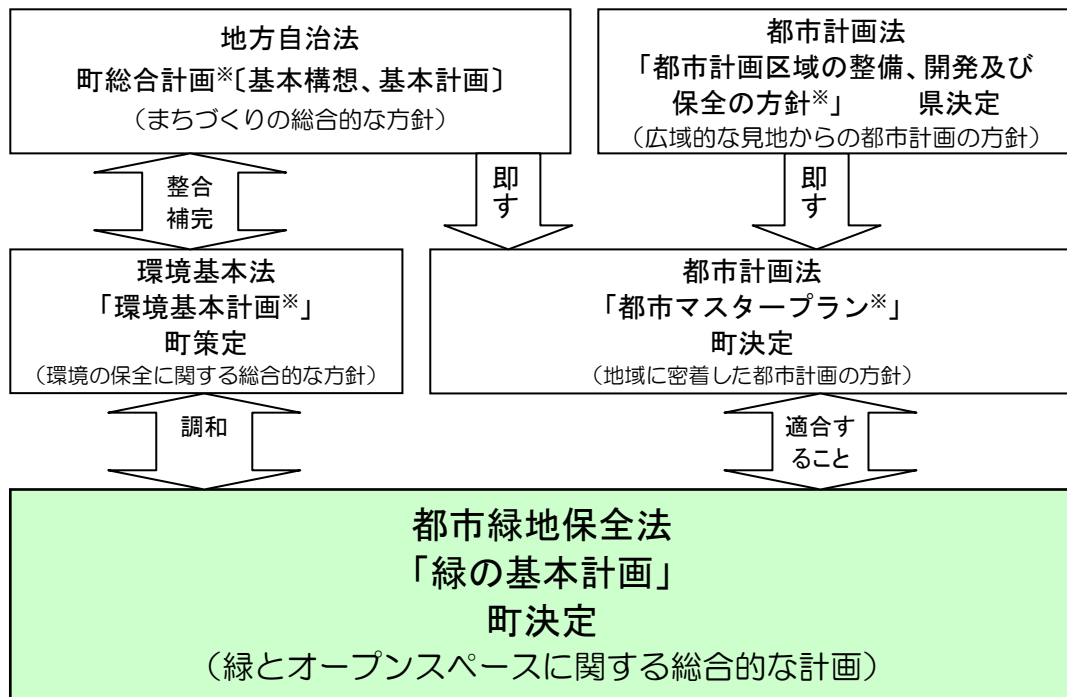
序章 緑の基本計画とは

1. 緑の基本計画の概要

「緑の基本計画」は、都市緑地保全法第2条の2に「市町村（特別区を含む、以下同じ）の緑の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定されており、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための方策等を内容として策定する緑とオープンスペース^{*}に関する総合的な計画です。

すなわち、「緑の基本計画」は、市町村が独自性、創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化推進まで、そのまちの緑全般について将来のあるべき姿とそれを実現するための施策について、住民の意見を反映させつつ、公表の手続きを経ることを通じて明らかにするものです。

◆ 緑の基本計画の位置付け



2. 計画の目標年次

計画の対象期間は、平成 37 年度（2025 年）までのおおむね 20 年間とし、平成 37 年を目標年次とします。また、平成 27 年度（2015 年度）を中間年次とします。

3. 計画の対象区域

計画の対象となる区域は、都市計画区域[※]全域（約 5,806ha）とします。

4. 緑地の定義

緑の基本計画で取り扱う「緑＝緑地」は、公共施設などとして管理される施設緑地と、土地利用上で確保される地域制緑地の2つに分けられます。

施設緑地には、都市公園[※]や学校といった公共施設緑地や、民間施設緑地があります。地域制緑地には自然公園[※]や保安林[※]などの法によるものや、協定、条例などによるものがあり、詳しくは次のように分類されます。

◆ 「緑の基本計画」で定義される緑地の分類

